

平成30年度定例監査の結果の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき平成30年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

平成30年12月3日

上三川町監査委員 舘野治信

上三川町監査委員 稲見敏夫

定例監査の結果について

1 監査期日

平成30年10月9日（火）・10日（水）・11日（木）

2 監査対象

庁内各課・室・局（以下「各課」という。）

3 監査事項

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理及び執行が合理的かつ効率的に行われているか、施設の維持管理が良好であることを主眼に、次の事項を監査した。

- (1) 職員の配置、勤務状況及び事務分掌について
- (2) 事務事業の年間計画及び予算執行状況について
- (3) 団体等に対する補助金について
- (4) 工事請負契約等について
- (5) 物品、財産及び施設等の管理について
- (6) 各課における主な事業と事業効果について

4 監査結果

- (1) 総評（全体）【指摘事項・指導事項なし】

事前に提出された資料及び当日参照した資料並びに各課等へのヒアリングによる監査の結果、各事項全般について概ね適正に事業執行されているものと認められた。

- (2) 個別

個別事項は、次のとおりであるので検討等されたい。

※ 事務処理上の誤謬及び注意事項等で、監査時においてその都度指摘しているものについては、記述を省略している。

【検討事項（意見を含む。）】

- 地方公会計制度における資産評価のため、関係各課で調整を十分にし、速やかに台帳を整備されたい。また、台帳作成完了までのスケジュールを示されたい。

【総務課、企画課、関係課】

- 特別職の職員で非常勤のものの費用弁償の支給に関する規則第4条(報酬の支給期日)において、日額報酬の場合は「当該職務に従事した日の属する月の翌月15日までに」と、月額報酬の場合は「当該職務に従事した日の属する月の15日に」と、それぞれ定められている。

報酬とは、役務に対する反対給付であることから、日額に関する規定は適正であると思われるが、月額に関する規定では、職務に従事する以前に支給される場合があり、本来の報酬の性質からすると支給期日に対し疑義が生じる。

このことから、月額報酬の支給期日について、検討されたい。**【総務課】**

- 平成32年4月1日施行の地方自治法の一部改正により、都道府県及び指定都市においては義務、当該団体以外においては努力義務となる「内部統制制度」の導入について、国及び制度導入義務団体の動向に注視し、本町においても速やかに対応できるよう体制の整備を図られたい。**【総務課】**
- 町内企業の実態把握のため、廃業数等を含めた数値のデータベース化をされたい。**【産業振興課】**
- 町民の健康づくりため、その意識付けの指標となるデータ（健康寿命等）を、広報・ホームページ等を活用し、情報提供されたい。**【健康課】**